

人往第一四九二號

官公廳従業員に對する警告書について

昭和二十二年十一月十日

第一復員局人事課長

資料整理部 記部 敬

首題の件について別紙の通り厚生大臣官房秘書課長から通知があつたか
ら通知する

(別紙)

丙第一〇三八號

昭和二十二年十月二十九日

厚生大臣官房秘書課長

第一復員局長 殿

官公廳従業員に對する警告書に關する件
標記の件に關し別紙のとおり内閣官房長官より通牒があつたのでこれが
趣旨徹底方御配意ありたい

0776

内閣閣甲第四〇四號

昭和二十二年十月二十二日

内閣官房長官

厚生次官殿

官公廳従業員に對する警告書に關する件

駁府(係)においては本日別紙のとおり官公廳従業員に對する警告書を發表し、
から本警告書の趣旨を貴廳部内に徹底するよう特に御注意ありたく
命に依つて通牒する

0777

官公廳從業員に對する警告書

官公廳勞働組合員の一部が生活困難に名を藉り集團的に缺勤し業務の圓滑なる遂行に多大の支障を及ぼすものがあることは誠に遺憾に堪えない。官公廳の業務的缺勤は、官紀を紊亂し經濟再建を阻害するのみならず國民生活に與へる影響の重大性よりしても法規に照らしして嚴重に處斷する方針である。

最近一部の組合員が集團的缺勤をなし、これを以つて争議行為にあらずと辨明してゐるが、組合側の要求貫徹を支持せんとするものである。争議行為と斷定せざるを待たない。特にかかる戰術的争議は組合本部の指令に基かない。いわゆるワイルド、キャット、ストライキ（山猫争議）と稱さるべき。極めて惡質なる争議行為である。従つてかかる不當なる行為者に對しては當然給料の差し引きをなすは、もちろん情狀によつてはその煽動者並びに共謀者に對しては業務妨害又は關係事業法違反等によつて斷乎處分する方針である。然しながら組合員中には石の争情をわきまいない者又は労働組合運動本來の使命を理解せず一部分子の煽動に盲従してゐるものもあることを認め今日までの者は一應寛容なる態度に止める方針である。官公廳勞働組合の要求については日下中央労働委員会に於いて調停手續

0778

中でありその公正なる裁断のために、政府、組合側ともに誠意を盡して
平和的解決に努力すべきである特に労働組合側に於ては官公吏の國民に
對する職責の重大なるに鑑み冷靜なる態度を保持し規律ある統制下に行
動すべきである、かくてこそ健全なる労働組合の發達が期待されるので
ある
中央労働委員會の調停進行と共に一部に於ては諸種の戰術的行爲に對し
て斷乎たる態度をもつて臨むことを警告しその猛省を促すものである

0779

部長

部長

庶務

人任第三六號

官廳職員の年議任爲について

昭和二十三年一月八日

第一良員局長申談長

資料整理部長殿

百題の件について左記の通り進捗かゝつたから徹底せしめられ度い

左記

厚生大臣官房内第一一九一號

昭和二十二年十二月二十四日

厚生大臣官房秘書課長

各 部 局 長 殿

所轄のとおり内閣官房長官より進捗かゝつたのでこれが進言の徹底方格
別の御注意めりたい。

寫

内閣中第四四六號

0781



人在第三六號

官廳職員の年談行爲について

昭和二十三年一月八日

第一改良局一人年談長

業務部長殿

首魁の件について左記の通り通牒かいつたから徹底せしめられ度い

左記

厚生大臣官房内第一一九一號

昭和二十二年十二月二十日

厚生大臣官房秘書課長

各 部 局 長 殿

別紙のとおり内閣官房長官より通牒かいつたのでこれが遂旨の徹底方格
別の御注意めりたい。

別 紙

寫

内閣中第四四六號

0783

昭和二十二年十二月十三日

厚生 生 次 官 殿

内 閣 官 房 長 官

最近官廳職員の一部職員が休暇に名を藉り、業務の或いは分散的に多数缺員し、正常なる業務の運営に支障を興えていることは誠に遺憾である。

元來、官廳職員の休暇は事務に支障を生じない範囲に於いて、適宜に許可を待て興へられるものである。この點労働基準法に於いても、年次有給休暇については、「事業の正常な運営を妨げるときは他の時季にこれを興へることができ」と旨規定しており、「事業の正常な運営を妨げる」「過剰報酬」に基くものであつて、明かに爭議行為と認めざるを待たない。官廳職員の爭議行為は労働法違反であることはいうまでもない。

組合の要求は、日下中労委に於いて調停中であり、又政府は二、八ヶ月分の臨時給與を決定しているものであつて、かかる際、爭議行為に出づる如きは、法規に照らし、嚴重に處断さるべきである。

仍つて請係各職は、その責任に於いて職員のかかる基準の即時停止を勧告し、なほ且つ確保するものあるときは、前述の趣旨により法規の指するところに違つて、嚴格に措置せられた

0784

經監第二八三號

資料整理部

復員官署及び世話課

封鎖支拂の廢止について

昭和二十三年一月二十二日

厚生省復員局經理部長

左記大藏省令により一月十六日以降國又は都道府縣の封鎖支拂は廢止されたから念のため通知する。

記

大藏省令第三號 昭和二十三年一月十六日公布

國又は都道府縣其ノ他地方公共團體受拂等規則（註昭二二五五大藏省令二四號 昭二二五八大藏省令六二號改正 昭二二四三〇大藏省令四二號改正）はこれを廢止する。

附 則

この省令は公布の日からこれを施行する。

0785

二月分自動車燃料配当表

昭三三、一、三一
文書課

備考	区	
	分	配当燃料(立)
一、車の使用燃料の節約には一層の協力を願います 二、配当量を厳守し計画して下さい	局長局附	六〇〇
	文書課	五一〇
	文連絡バス	五五〇
	書整備用	二〇〇
	課経理班	五〇〇
	総務部	五五〇
	経理部	九〇
	法務調査部	四〇〇
	其他の部課	
	計	三四〇〇
	摘	要
		使用の際は文書課から
		日比谷分室を含む

0786